

## 平成 30 年 10 月 1 日からの受託研究等の取扱いについて

### 1. 学術指導の新設

外部機関からの依頼について、期間を定めて有償で専門知識に基づいた指導助言を行い、企業等の業務または活動を支援します。（従来は受託研究等として実施）

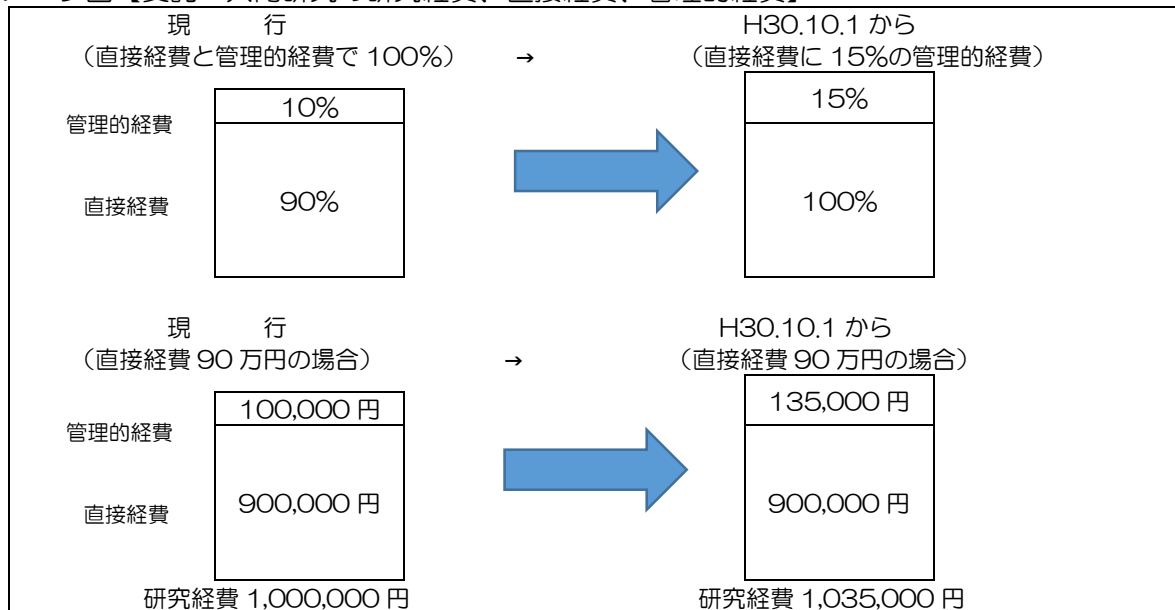
### 2. 管理的経費の率の変更

受託研究、共同研究の管理的経費の率が平成 30 年 10 月 1 日から変更になります。

【現行】	【平成 30 年 10 月 1 日から】
受託研究等：研究経費の 10%	受託研究： <u>直接経費の 15%</u>
共同研究：研究経費の 10%	共同研究： <u>直接経費の 15%</u>
	学術指導：指導料の 10%【新設】
奨励寄附金：受入金額の 10%	奨励寄附金：受入金額の 10%【変更なし】

注：研究経費は直接経費と管理的経費からなっている。

イメージ図【受託・共同研究の研究経費、直接経費、管理的経費】



### 3. 今年度の取扱いについて

#### (1) 学術指導

平成 30 年 10 月 1 日以降契約分から、学術指導取扱規程を適用する。

#### (2) 受託研究、共同研究の管理的経費

平成 30 年 10 月 1 日以降契約分から、管理的経費が直接経費の 15%となる。